

【法令名称】中国(上海)自由貿易試験区における人民元クロスボーダー使用拡大の支持に関する通知

【発布機関】中国人民銀行上海本部

【発布番号】銀総部発[2014]22号

【発布日】2014-02-20

【実施日】2014-02-20

【時限性】現行有効

【効力等級】地方規範性文書

【全文】

中国(上海)自由貿易試験区における人民元クロスボーダー使用拡大の支持に関する中国人民銀行上海本部の通知

銀総部発[2014]22号

国家開発銀行、各政策性銀行、国有商業銀行、株式制商業銀行、中国郵政貯蓄銀行上海(市)支店、交通銀行、上海浦東発展銀行、上海銀行、上海農村商業銀行、その他都市商業銀行上海支店、上海市各外資銀行、上海市各非銀行金融機関宛

「中国人民銀行による中国(上海)自由貿易試験区建設への金融支持の意見」(以下「意見」という)及び関連規定に基づき、中国人民銀行本店の返答同意を得た上で、中国上海自由貿易試験区(以下「試験区」という)における人民元クロスボーダー使用拡大を支持することについて、以下の通り、通知する。

一、国が公布する人民元クロスボーダー使用の拡大を奨励及び支持する各政策措置を試験区に適用する。

二、試験区における経常及び直接投資項目下のクロスボーダー人民元決済

上海地区の銀行業金融機関は「自分の顧客を理解する」、「自分の業務を理解する」、「審査職責を果たす」の三原則のもと、区内機関(輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リスト内の企業を除く)及び個人が提出する受払指図により、経常項目及び直接投資項目下のクロスボーダー人民元決済業務を直接的に行うことができる。

(一)銀行は上述主体の直接投資項目下の決済業務を行う時、試験区投資参入許可のネガティブリスト管理要求に基づき、ネガティブリスト管理範囲内の直接投資クロスボーダー人民元決済業務に対して、その審査許可権を有する部門の認可文書を提出するよう要求しなければならない。

(二)人民銀行上海本部と中国上海自由貿易試験区管理委員会は試験区総合情報監督管理プラットフォームを通じて、直接投資情報共有制度を構築し、且つ商業銀行に対して関連情報サービスを提供する。

三、試験区個人銀行決済口座

個人の経常項目下のクロスボーダー人民元決済業務の展開に便宜を図るべく、区内において就労又は開業している個人は「人民元銀行決済口座管理弁法」(中国人民銀行令[2003]第5号発布)などの銀行決済口座制度の規定に基づき、個人銀行決済口座又は個人事業主銀行決済口座を開設し、クロスボーダー人民元受払を行うことができる。このうち、国外個人が人民元銀行決済口座を開設する際、同時に公安機関出入国管理機関が発行した有効期間が1年以上の居留証明書類を提出しなければならない。

四、試験区における人民元国外借入

区内金融機関と企業の国外からの人民元資金借入(貿易貸付とグループ内経営性融資を含まない)は国家マクロコントロールの方向と合致した領域に使うものとし、当面は有価証券(資産運用などの資産管理類商品を含む)、デリバティブ商品への投資、委託貸付に使用してはならない。

(一)区内企業が借入れる国外人民元資金規模(残高管理)の上限は払込済資本 $\times 1$ 倍 \times マクロプルーデンス政策変数を超えてはならない。このうち、払込済資本は直近一期の出資監査報告書を基準とし、借入期間は1年以上(本数を含まない)とする。区内借入企業は「人民元銀行決済口座管理弁法」の規定により、上海地区の銀行において専用預金口座を開設し、国外から借り入れた人民元資金預け入れ専用とし、区内生産経営、区内プロジェクト建設、国外プロジェクト建設などを含む区内又は国外においてのみ使用できる。

試験区始動前に区内において設立済みの外商投資企業は国外人民元資金を借り入れる場合、「投注差」(投資総額－登録資本金)方式又は本通知規則に基づき実行する方式のいずれかを自身で決定した上で、同口座開設銀行を通じて人民銀行上海本部へ届出することができる。決定後は、変更することはできない。

(二)区内非銀行金融機関が国外人民元資金(残高管理)を借り入れる際の上限は払込済資本 $\times 1.5$ 倍 \times マクロプルーデンス政策変数を超えてはならない。借入期間は1年以上(本数を含まない)とする。借入資金は上海地区の銀行に開設した専用預金口座への預け入れが可能であるが、区内経営、区内プロジェクト建設、国外プロジェクト建設などを含む区内又は国外においてのみ使用できる。

(三)区内企業と非銀行金融機関が開設した国外人民元借入の専用預金口座には普通預金金利を適用する。

(四)区内銀行が国外から人民元資金を借り入れるには試験区口座分別計算ユニットに記帳しなければならない、区内で使用し、実体経済の建設に寄与する。

(五)上述公式内のマクロプルーデンス政策変数は人民銀行上海本部が設定し、全国貸付コントロール需要に基づき柔軟に調整することができる。

五、試験区におけるクロスボーダー双方向人民元プーリング

(一)区内企業は自社の経営と管理上のニーズに基づき、グループ内クロスボーダー双方向人民元プーリング業務を実施することができる。グループとは区内企業(財務会社を含む)を含む、資本関係を主要な連結媒介とし、親会社、子会社、持分会社などの投資性関連関係が存在するメンバーが共同で結成した多国籍グループ会社を指す。クロスボーダー双方向人民元プーリング業務は国内外のグループ内メンバー企業間の双方向資金集中業務を指し、企業グループ内部における経営性融資活動に該当する。

(二)グループ内クロスボーダー双方向人民元プーリング業務を展開するにあたっては、グループ本部は区内において登録設立し、且つ実際に経営又は投資を行っているメンバー企業 1社(財務会社を含む)を指定し、銀行を1つ選定して人民元専用預金口座を開設し、グループ内クロスボーダー双方向人民元プーリング業務専用とし、当該口座はその他の資金と混用してはならない。プーリング業務に参加する国内外の各社はプーリング業務に関する協議書を締結し、各自のアンチマネーロンダリング、反テロ融資及び反脱税における責任及び義務を明確にしなければならない。

(三)資金が被集中サイドから集中サイドへ流れることを吸い上げ、集中サイドから被集中サイドへ流れることを配分と呼ぶ。集中と配分に関与する人民元資金は、企業自身の生産経営活動及び実業投資活動により発生したキャッシュフローでなければならず、融資活動により発生したキャッシュフローは当面資金集中に関与させてはならない。

六、試験区における経常項目下のクロスボーダー人民元集中受払業務

(一)区内企業は自社の経営と管理上のニーズに基づき、国内外関連企業間の経常項目下のクロスボーダー人民元集中受払業務を実施することができる。国内外関連企業にはグループ内において資本関係を主要な連結媒介とし、投資性関連関係が存在するメンバー会社、及びグループ内企業とサプライチェーン関係にあり、密接な貿易取引のあるグループ外企業が含まれる。

(二)企業グループ本部は区内で登録設立し、且つ実際に経営又は投資を行うメンバー企業(財務会社を含む)を指定し、銀行を1つ選択して人民元専用預金口座を1つ開設の上、その国内外関連企業の経常項目下の集中受払業務専用としなければならない。

(三)区内企業は経常項目下の集中受払業務を展開する各社と集中受払協議書を締結し、貿易真実性などにつき各自が責任を負う旨を明確にしなければならない。

七、クロスボーダー電子商取引人民元決済業務

(一)上海地区の銀行が区内で登録したクロスボーダー電子商取引運営機関に対し真実性のあるクロスボーダー電子商取引に基づくクロスボーダー人民元決済サービスを直接提供することを奨励する。

(二)上海地区の銀行が区内において法に照らし「ネット決済」業務許可を取得した決済機関

(分支機構を含む)と提携し、真実性のあるクロスボーダー電子商取引(個人及びクロスボーダー電子商取引輸出経営主体を含む)に基づくクロスボーダー人民元決済サービスを提供することを支持する。

(三)銀行は決済機関とクロスボーダー電子商取引人民元決済業務協議書を締結し、且つ人民銀行上海本部に届出をしなければならない。銀行は人民銀行の関連規定に基づき、決済機関経由で行われるクロスボーダー人民元決済業務の真実性及び適法性について審査を行わなければならない。決済機関が銀行に依頼するクロスボーダー人民元決済業務は真実のクロスボーダー電子商取引を背景とし、国家の関連法律法規に合致し、アンチマネーロンダリング、反テロ融資の審査職責を履行し、且つ関連取引記録を保管し、国家関連部門の検査に協力しなければならない。

(四)決済機関は「非金融機関決済サービス管理弁法」(中国人民銀行令[2010]第2号公布)、「決済機関の顧客支払準備金の預入管理弁法」(中国人民銀行公告[2013]第6号公布)及びその他関連規定を遵守しなければならない。

八、クロスボーダー人民元取引サービス

(一)中国外貨取引センター・全国インターバンクコールセンターは区内において試験区と国際向けの人民元建て金融資産取引サービスを提供し、人民元クロスボーダー使用の拡大を支持する。

(二)上海黄金取引所は区内において試験区及び国際向けの人民元建て貴金属取引、受渡・決済サービスを提供し、国際貴金属市場における人民元使用を拡大させる。

九、データ登録

クロスボーダー人民元業務及び受払の各データは遅延なく、正確に、漏れなく人民元クロスボーダー受払情報管理システムに登録し、且つ相応する国際収支統計申告を行わなければならない。

十、アンチマネーロンダリング、反テロ融資と反脱税

銀行が区内金融機関及び企業に対し関連クロスボーダー人民元サービスを提供するにあたっては、サービス協議書において、双方が国家関連規定に基づき的確にアンチマネーロンダリング、反テロ融資、反脱税の義務と職責を履行し、関連取引記録とエビデンスを保管し、取引をありのままに再現できるよう確保し、関連部門の検査に協力するなどを内容とする条款を明記しなければならない。

中国人民銀行上海本部

2014年2月20日